

## 【単位の認定】

- ・単位の認定は、学生便覧「学則第18条(授業科目の評価及び単位修得の認定)」に記載している。

第18条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。

- 2 出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。
- 3 授業科目の評価は、優(80点以上)、良(70点から79点)、可(60点から69点)及び不可(60点未満)とし、可以上を合格とする。
- 4 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかつた者に対して追試験を行う。  
又、本試験が不合格の者に対しては再試験を行うことができる。

- ・当該年度に履修した科目の認定は、学校運営会の議を経て単位認定を行い、修得状況を学生・保護者に通知している。

## 【卒業認定の方針】

- ・卒業に関しては、学生便覧「学則第24条(卒業の要件・判定)」に記載している。

第24条 学校長は、第17条に定める授業科目の単位修得の認定(102単位及び3,000時間の履修)を受けた者について、学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。

- 2 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。